

平成 26 年度第 1 回仙台市市民公益活動促進委員会（第 8 期第 1 回）

日時：平成 26 年 5 月 16 日（金）午後 6 時から
場所：市役所本庁舎 2 階 第 3 委員会室

次 第

- 1 開 会
- 2 委員委嘱状交付
- 3 藤本副市長挨拶
- 4 委員紹介
- 5 市職員紹介
- 6 議 事
 - (1) 委員長・副委員長選任
 - (2) 会議の運営について
 - (3) 「市民協働指針」の検討について
- 7 報告事項
 - ・市民協働推進にかかる平成 26 年度事業について
- 8 その他
- 9 閉 会

資 料

- 【資料 1】 仙台市市民公益活動促進委員会の運営について（案）
- 【資料 2】 「市民協働指針」検討にかかる経過と中間答申について
 - 別紙 1 「仙台市市民協働指針について」（答申書）
 - 別紙 2 「仙台市における市民協働推進のための指針について」の中間答申（概要）
- 【資料 3】 「市民協働指針」の策定に向けて（案）
 - 別紙 1 「市民協働指針」策定の想定スケジュール
- 【資料 4】 平成 26 年度市民協働推進課 主要事業概要

参 考

- ・平成 26 年度市民局組織図

仙台市市民公益活動促進委員会の運営について（案）

1. 委員会は、原則として公開とし、傍聴定員は 10 名とする。
2. 議事録は、事務局で作成し、出席委員全員が確認した後、委員長及び議事録署名委員が署名する。
3. 議事録署名委員は、委員長を除き、五十音順にあたるものとする。担当委員が欠席の場合は、次の順番の委員が務め、当該欠席委員は次回の委員会において務めるものとする。
4. 議事録は、市政情報センター及び区情報センター（宮城野区、若林区及び太白区に設置）で閲覧に供するほか、仙台市ホームページでも公開する。

「市民協働指針」検討にかかる経過と中間答申について

1 これまでの検討経過

平成 24 年 8 月 市民公益活動促進委員会（第 7 期第 2 回）

諮問事項「仙台市における市民協働推進のための指針について」

< 計画 >

平成 24 年度末に中間報告、平成 25 年度は中間報告を踏まえて、さらに協議し、平成 25 年度内に答申を得る。

～平成 25 年 2 月 指針検討部会開催（10 月、11 月、1 月）

市民公益活動促進委員会（10 月、1 月、2 月）

平成 25 年 3 月 「中間まとめ」（これまでの協議を踏まえた論点整理）

< 「中間まとめ」における「現状認識と課題」（抜粋） >

- ・「協働」は今後の復興まちづくりにおいて有効かつ重要な手段の一つであること
- ・協働を進めるためには市民も行政も意識と行動を変える必要があること
- ・協働の理念や協働推進の仕組みを定めるべきであるが、現行条例にはその規定が無く、これを補うための見直しが必要であること

～平成 26 年 3 月 指針策定ワーキンググループ開催（10 月、2 月、3 月）

せんだい市民カフェ開催（11 月～3 月の毎月開催 計 7 回）

市民公益活動促進委員会（4 月、10 月、12 月、2 月、3 月）

2 中間答申

平成 26 年 3 月 新たな市民協働指針の「中間答申」（指針の体系及び項目のまとめ）

ワーキンググループより提出された市民協働指針（案）を第 7 期第 10 回委員会において審議し、「中間答申」としてまとめ、市長に答申した。

< 「中間答申」における「仙台市市民協働指針」（概要） >

新たな市民協働指針は、異なる価値観と行動様式を有する主体が、共通の認識のもとに力を合わせてまちづくりに取り組むための基本的ルールとなるもの。

《 指針の体系と主な項目 》

- ・協働に関する理念
- ・協働を進めるための仕組み
- ・協働を実践する担い手づくり

仙台市市民協働指針について

○答申にあたって

未曾有の被害をもたらした、あの東日本大震災から 3 年が過ぎました。被災した多くの方々のくらしの再建には、まだまだ長い道のりが必要ですが、わたしたちのまち仙台では、市民・事業者・行政が一丸となって、力強い復興の歩みを進めています。

異なるセクターが連携して一つのことに取り組むとき、わたしたちはいつも、互いの間に見えない壁の存在を感じてきました。でも、震災という大きな困難に直面したとき、わたしたちはその壁を気づかないうちに乗り越えていたのではないのでしょうか。仙台という都市の中で持続可能な社会を実現するためには、非常時にできたことを平時にもつなげるしくみが必要です。

仙台市は平成 11 年に「市民公益活動促進条例」を策定し、市民による自発的・主体的な公益活動の促進を図りつつ協働によるまちづくりを進めるため、「市民協働元年」宣言しました。

しかしながら、その取り組みは、平成 10 年に「特定非営利活動促進法」が成立したことを受け、市民活動団体を育成することが中心であり、力をつけた市民活動団体と行政が協働してまちづくりを進める努力を続けてきたものの、当該条例の前文に謳う「二十一世紀の仙台の都市づくりは、市民と事業者と行政が適切な役割のもとでパートナーシップを構築し、市民の主体的な参画のもとに、協働を基調として行わなければならない」という状況には、まだまだ届いていないのが現状です。

市民活動団体の数や活動分野が拡大し、行政との協働の場面は徐々に増えてきましたが、双方の理解の促進、事業者との連携、地域課題への対応、参画や主体性・自立の確保など、多くの点で改善が求められています。

従来取り組みをさらに進め、都市としての力を高めていくためには、より幅広い分野や年代の担い手を育成し、これまでとは異なるつながりをつくり、新たな協働の場面を創出し、それぞれの責任を果たしながら、自律的に展開させていくことが必要です。

条例施行から13年が経過した平成24年8月、仙台市市民公益活動促進委員会に対し、仙台市長より「仙台市における市民協働推進のための指針について」諮問がありました。これを受け、委員会では、仙台市におけるさらなる市民協働の推進のためには何が必要か、広く市民の皆さんと語り合う場である「せんだい市民カフェ」を継続して開催し、また研究者や実践者、支援者の声を伺いながら検討を重ねてきました。

このたび、新たな指針の体系と盛り込むべき項目についてまとめることができましたが、この間、中間報告として、指針の実効性を担保するためには条例の見直しも併せて検討すべきであることもお伝えしております。平成26年度の施政方針において、「市民協働の理念や基本政策などを定める条例づくりに取り組む」と明言されたことは、委員会のみならず、多くの市民の期待と願いに応えていただいたものと受け止めています。

未来に向け、誰もが暮らしやすい「ひとが輝く」杜の都を、わたしたち市民一人ひとりの手で作りあげていくことを願い、ここに答申いたします。

平成26年3月26日

第7期仙台市市民公益活動促進委員会

委員長 風見 正三

仙台市市民協働指針

～わたしたちのまちづくり～

未来の都市経営を支える「新たな協働の実践」のために

〇はじめに

わたしたちのまち・仙台には、美しい風土と伝統のなかで培われてきた、誇るべき「市民力」があり、さまざまな場面で発揮されてきた歴史があります。

平成23年3月に発生した、東日本大震災に際しては、町内会などの地縁組織、NPO、商店街、業種を問わず長年この地域で営業を続けてきた企業や事業所、大学・高校あるいは小中学生も含む多くの学生・生徒たちなど、幅広い分野と年代の方々が大きな力を発揮しました。こうした大きな力が結集した、いわば総合力としての優位性が仙台の復興を強力に推進してきたと言えるでしょう。震災の被害は甚大でしたが、107万都市仙台にはさまざまな専門性や強みを有する団体が多数存在し、それぞれが日頃のつながりをベースに、地域の中や外、場合によっては全国・世界とつながりながら問題解決に当たったことで、困難から立ち上がり、復興が促進された事例がたくさんあります。

今、地域にはたくさんの課題があります。地域が抱える課題を見つけ解決し、あるいは地域の資源を発掘し、魅力アップを図りながら暮らしやすく元気な地域をつくっていくことが、これからのまちづくりに求められています。

〇未来の都市経営を支える「新たな協働の実践」

地域には、多様なまちづくりの担い手が存在しています。そして、これらの担い手が持つ力の集合が仙台の市民力です。これは本来、地域社会に存するあらゆる主体がもっている力であるはずですが、現に発揮されているものだけでなく、気づかれることなく隠れている場合も多くあります。

しかし、わたしたちが大震災の際に感じたように、隠れていた力も、発揮すべき場面ときっかけさえあれば、一気に顕在化させることができるはずです。

持続可能なまちづくりのために、今こそ地域の多様な力を合わせて連携協力の成果を上げていくことが必要ですが、一人ひとりの住民も地域の団体も、自らの

力に気付かない場合や、単独では小さな力しかなく、活動を広げ継続するために壁に突き当たっている場面も見られます。

地域の結びつきや人間関係の層の厚さは、ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）と呼ばれ、重要な社会基盤の一つであると認識しています。わたしたちは、地域における市民の力を育み、広げていく事で、自ら課題の解決に向かっていくべきではないでしょうか。

ですから、地域が維持・発展するためには、こうした力を顕在化し、束ね、組み合わせ、足りないところを補い合い、相乗効果をもたらす「協働」のしくみが必要になっているのです。

時代は大きな転換期を迎え、わたしたちを取り巻く社会・経済環境の厳しさが増していますが、特に少子高齢化や人口減少、経済の成熟化などは、既に深刻な状況になっている地域もあります。

このような状況の中、これまでどおりの手法でサービスをつづけていたのでは、地域のニーズにきめ細かく対応することは困難であると考えられます。そのため、わたしたちは、従来行政が中心となって担ってきた公共サービスのあり方を、もう一度問い直していかなければなりません。

しかしながら、107万を超える市民が生活する仙台は、多くのソーシャル・キャピタルが存在し、それらが活用されることで、新たなソーシャル・キャピタルが生み出されるという好循環が可能となる、都市としての優位性を持ち合わせていると考えられます。

こういった都市の優位性を生かしつつ、一人ひとりの市民、町内会やNPO等の市民団体、大学、企業など、さまざまな主体が連携することが、地域における多様なニーズに対して、より効果的かつ効率的な対応ができることにとどまらず、生きがいや就労の場を創出し、一人ひとりに居場所と出番がある、豊かで心通う地域社会の実現にもつながっていったら、どんなに素晴らしいことでしょう。

わたしたちは、これこそが、次のステージへとつながる未来に向けた都市経営を支える「新たな協働の実践」であると考えます。

○わたしたちがめざすこれからの市民協働

わたしたちがめざす新たな市民協働は、行政と町内会などの地縁団体や、NPO、企業、事業者、大学などの多様な主体が、持てる力を最大限発揮できる環境を整え、互いに連携し、単独ではなしえなかったまちづくりに取り組むことです。

今、地域においてまちづくりに取り組む手法には、自助・共助の取り組みやボランティアな活動のほか、企業の社会貢献活動やビジネスの手法で地域課題の解決をめざすソーシャルビジネスと呼ばれる取り組みなど、新しい形態が生まれています。

持続可能な地域社会の発展のためには、さまざまな力を生かし、互いの違いを越えて、理解し合い、連携協力してまちづくりを進めることが不可欠です。

誰もがかかわることで、地域社会は厚みを増し豊かになります。地域社会と関わりながら子どもたちが成長し、中高生や大学生などの若者が新たな担い手となって社会で活躍する好循環を地域の中に生み出していくことが、次の世代のためにわたしたちが果たさなければならない責任であると考えます。

○指針に盛り込むべきこと

新たな市民協働指針は、異なる価値観と行動様式を有する主体が、共通の認識のもとに力を合わせてまちづくりに取り組むため、互いに尊重しなければならない、マルチパートナーシップのための基本的なルールです。

ここでは、その体系と盛り込むべき項目の柱を示すことにとどまっております。詳細についての検討は、引き続き多くの市民が関われる場を設定し、取り組んでまいります。

＜指針の体系＞

この指針においては、まず、未来に向けて持続可能な地域の発展のためには、新たな協働の実践の場を広げることが重要であるという認識のもと、いくつかの用語の定義を明確にするため、協働に関する理念を定めます。次に、協働を進めるためのしくみと協働を実践する担い手づくりという項目をまとめて協働を推進するための共通理解を進めます。

＜主な項目＞

ここに掲げているのは、現段階での主な項目であり、作業の進行によりさらに増えることが想定されます。

○協働に関する理念

ここでは、協働の目的や定義など、基本的な事項について定めています。

- ・協働の目的・定義
 - 公共・協働・参画とは
 - さまざまな協働の主体
 - マルチパートナーシップガバナンス
- ・政策プロセスへの市民参画
 - 課題把握のためのマーケティング
 - 企画・立案・事業実施プロセスへの参画
 - 政策実施後の評価のしくみ

○協働を進めるためのしくみ

ここでは、さまざまな主体が協働を進めていく中で必要な支援のあり方について定めています。

- ・支援のしくみ（協働のエンジン）
 - 活動する場や活動に必要な「モノ」の提供
 - 情報の受発信

資金面での支援

協働の手引きの作成

政策形成過程での市民参画の推進

行政の推進体制の構築

- ・さまざまな主体が出会う場づくり

交流機会の創出

○協働を実践する担い手づくり

ここでは、協働を実践する担い手のみならず、多様な主体が担う協働のコーディネート機能を持つ人材などの育成や強化について述べています。

- ・人材の育成

あらゆる世代（子供・若者・シニアなど）や属性（地縁団体・企業・大学など）の市民を協働の担い手として育成

多様な主体が協働を進める上で必要となる人材の育成（結び役・橋渡し役・つなぎ役）

- ・人材や組織の強化

市民活動団体や行政など、協働を実践する団体において協働が円滑に進むよう主体的に行われる人材や組織の強化

「仙台市における市民協働推進のための指針について」の中間答申（概要）**仙台市市民協働指針（案）****～わたしたちのまちづくり～未来の都市経営を支える「新たな協働の実践」のために****① はじめに**

- ・仙台には、誇るべき「市民力」があり、さまざまな場面で発揮されてきた。
- ・東日本大震災においても、幅広い分野と年代の方々が大きな力を発揮したが、その力が結集した総合力が仙台の復興を強力に推し進めている。
- ・地域のさまざまな課題の解決や魅力向上を図りながら、暮らしやすい元気な地域づくりが求められている。

② 未来の都市経営を支える「新たな協働の実践」

- ・地域に存在している多様な力の中には、隠れているものも多いが、大震災のときのように、発揮すべき場面ときっかけがあれば顕在化できる。
- ・今こそ、地域の結びつきや人間関係の層の厚さを顕在化させ、連携し、補完し合っただけで相乗効果をもたらす「協働」のしくみが必要である。
- ・少子高齢化や人口減少、経済の成熟化など、時代は大きな転換期を迎えており、従来の行政中心の公共サービスのあり方を問い直す必要もある。
- ・仙台の都市としての優位性を生かし、さまざまな主体が連携し、多様なニーズに対してより効果的かつ効率的な対応ができることにとどまらず、市民一人ひとりに居場所と出番があり、豊かで心通う地域社会の実現にもつながることが、未来に向けた都市経営を支える「新たな協働の実践」である。

③ わたしたちがめざすこれからの市民協働

- ・新たな市民協働は、さまざまな主体が持てる力を最大限発揮できる環境を整え、互いに連携し、単独ではなし得なかったまちづくりに取り組むことである。
- ・持続可能な地域社会の発展のためには、自助・共助やビジネスの手法で地域課題の解決を目指す新たな取り組みなども活用しながら、さまざまな力を生かし、相互理解を図って連携協力していくことが不可欠である。
- ・子どもたちが地域社会との関わりの中で成長し、若者が新たな担い手となって活動する循環を地域の中に生み出していくことが、次の世代に対する責任である。

④ 指針に盛り込むべきこと

新たな市民協働指針は、異なる価値観と行動様式を有する主体が、共通の認識のもとに力を合わせてまちづくりに取り組むための基本的ルールとなるものである。

<指針の体系と主な項目>

○協働に関する理念

市民協働に関する基本的な事項を定める。

- ・協働の目的や定義
- ・政策プロセスへの市民参画

○協働を進めるためのしくみ

さまざまな主体が協働を進めて行く中で必要な支援のあり方を定める。

- ・支援のしくみ
- ・さまざまな主体が会う場づくり

○協働を実践する担い手づくり

協働を実践する担い手のみでなく、多様な主体による協働をコーディネートする人材の育成・強化について述べる。

- ・人材の育成
- ・人材や組織の強化

「市民協働指針」の策定に向けて（案）

1 これからの進め方 ⇒ スケジュールについては、別紙参照

（1）市民協働指針案の検討

① 指針の概要

協働推進にあたっての具体的な方針、施策等を指針に示し、実効性のある取り組みにつなげる。

② 検討のための手法等（平成 25 年度からの継続）

- ・平成 26 年度中の指針策定を目指して、中間答申における「指針の体系と項目」を基にワーキンググループで討議し、指針原案の検討を行っていく。
- ・指針原案の検討にあたっては、平成 25 年度より実施している市民カフェ「私たちの協働指針をつくろう！」を通じて得られる市民の意見を参考としていく。
- ・ワーキンググループでの検討過程を適宜委員会に報告し、意見をいただく。

※ワーキンググループ（案）

25 年度からのメンバーを基本とし、本委員会の委員から数名、市民協働に知見のある有識者数名で構成する。

（平成 25 年度メンバー）

委員会：遠藤智栄（えんどう ちえ）委員、茂木宏友（もぎ ひろとも）委員、
渡辺一馬（わたなべ かずま）委員

有識者：コミュニティ・ワークス代表 青木ユカリ（あおき ゆかり）氏

特定非営利活動法人まなびのたねネットワーク 副理事長 高田篤（たかだ あつし）氏

（2）条例についての意見のまとめ

これまでの本委員会での議論や有識者の意見、指針検討の過程を踏まえ、条例の見直しについて、委員会としての意見をまとめる。（市民カフェを通じて集められた市民の意見も適宜参考とする。）

2 本委員会への学識経験者・有識者の招致

委員会における市民協働指針案及び条例の検討にあたっては、今後の市民協働における専門的見地からご意見をいただくため、学識経験者・有識者を必要に応じてご参加いただき、助言を得ることとする。

※平成 25 年度に委員会へお招きした学識経験者・有識者

東北大学大学院経済学研究科教授 大滝精一（おおたき せいいち）氏

片平地区連合町内会会長 今野均（こんの ひとし）氏

仙台商工会議所専務理事 間庭洋（まにわ ひろし）氏

同志社大学大学院総合政策科学研究科教授 新川達郎（にいかわ たつろう）氏

「市民協働指針」策定の想定スケジュール

	促進委員会	指針策定ワーキンググループ(WG)	市民カフェ
趣旨	指針等の検討(全般について総括する位置づけ)	指針の原案の起草	「私たちの協働指針をつくろう！」
体制等	現委員+有識者4名程度	現委員から3名程度+有識者3名程度	WGメンバーによるコーディネート
その他	指針づくりカフェでの議論を反映 専門家からのアドバイス		市民と行政が分かりやすい「指針」策定を目指し、市民からの意見聴取の場として開催する。
5月	第8期第1回委員会(検討体制・スケジュールの確認について)	第1回WG(今後の進め方、カフェ運営方法等について) ※以降、随時開催	
6月			第8回市民カフェ ※以降、3~4回程度開催
7月中旬	第8期第2回委員会(指針の検討について) ※有識者を招致予定		
8月			
9月下旬	第8期第3回委員会(指針の検討について)		
10月			
11月下旬	第8期第4回委員会(指針の検討について)		
12月			
1月		WG(指針原案起草)	
2月	第8期第5回委員会(指針原案の検討について)	WG(2月の委員会及びカフェを受けて、指針の最終原案起草)	
3月	第8期第6回委員会(指針の吟味、答申案の確定)		
	答申(指針案)の完成		

100万人の復興プロジェクト

生活復興プロジェクト

■ 被災者生活再建支援

・被災者伴走型生活支援事業

緊急雇用 180,000千円 (0千円)

応急仮設住宅に入居している被災者を対象に、絆支援員が訪問・相談などを行い、地域団体や関係機関と連携を図りながら生活再建支援を行う。

・被災者就労支援事業

地域支え合い 152,788千円 (0千円)

一般就労が困難な被災者を対象に、個別相談や就労体験実習、中間的就労の場の創出などの伴走型の支援を行い、生活の自立・再建をサポートする。(被災者就労支援事業及び中間的就労創出事業助成金)

■ 被災者等への情報提供

・被災地区コミュニティ情報提供事業

緊急雇用 61,640千円 (0千円)

津波被災地域に居住していた仮設住宅入居者などを対象に、津波被災地域や仮設住宅地区の現況などを伝える情報紙「みらいん」を発行し、旧居住地との精神的なつながりの維持や、新居住地でのコミュニティづくりの促進を支援する。

震災メモリアルプロジェクト

■ 震災メモリアル・市民協働プロジェクト

5,000千円 (5,000千円)

震災の記憶を市民共有のものとして留め、継承するメモリアルプロジェクトに市民協働で取り組むための仕組みづくりを進める。

未来に責任を持つ都市経営

多様な主体による新しい協働の推進

■ 多様な市民活動促進

市民力の充実・拡大を図るため、市民活動サポートセンターにおけるNPO等への支援や市民活動補償制度の運営を行うほか、若者やシニア世代、地域団体やNPO、企業などの多様な主体による、さらなる市民活動の促進を図る。
また、特定非営利活動促進法に基づくNPO法人の認証及び認定事務を行う。

・市民活動サポートセンター運営	152,345千円	(139,059千円)
・市民活動の促進(若者の社会参加促進、市民協働人材育成策検討など)	5,394千円	(5,394千円)
・市民活動補償制度運営	4,000千円	(4,000千円)
・NPO法人認証等	2,895千円	(2,895千円)

■ 新しい市民協働の仕組みづくり

市民協働を進めるための指針の策定に取り組むほか、市民活動団体等と仙台市が協働して地域社会の身近な課題を解決する「市民協働事業提案制度」を引き続き実施する。また、様々な市民が、地域課題を共有したり課題解決に向けた話し合いができる場の運営を行う。

・市民協働事業提案制度	9,243千円	(9,243千円)
・せんだい市民カフェ	1,007千円	(1,007千円)
・協働の指針づくり	890千円	(890千円)

人をひきつけ躍動する仙台の魅力と活力づくり(魅力活力)

東西線フル活用プラン推進

・東西線沿線まちづくり等情報発信事業

緊急雇用 155,097千円 (0千円)

地下鉄東西線利用者の増及び沿線まちづくりの促進を図るため、フリーペーパーやインターネットを介して沿線地域の情報発信を行うとともに、東西線まちづくり市民応援部の事務局を設置する。

平成26年度 市民局組織図

平成26年4月1日現在

